

要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。

この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る）。であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うものの活用による事業の効率化等設備

二 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギーの活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

三 生産工程効率化等設備とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備

四 その他の事業適応（前項第二号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14 この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるのを除く）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するのを除く。）をいう）、燃料その他事業適応（第十二項第二号に該当するものに限る。）に資する商品として政令で定める商品であつて、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。

15 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

16 この法律において「外国関係法人」とは、外國法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

17 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

二 会社の分割

ハ 株式交換

二 本社へ株式移転

ト 出資の受入れ

チ 他の会社の株式又は持分の取得（当該会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該会社が関係事業者である場合又は当該取扱いにより当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ス 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該国外法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該国外法人が外国関係法人となる場合に限る。）

ル 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の国外関係法人でなくなる場合の譲渡）

18 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（當時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者（従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であつて、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第六項第三号において同じ。）を行つたことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一緒に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行うものをいう。

19 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 吸収合併

二 吸收分割

三 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

五 事業又は資産の譲受け

六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社又は総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

20 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。

21 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解决手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）と同様第一項の認定を受けたものをいう。

22 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解决手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十七条第一項第二号において同じ。）であつて、特定認証紛争解决事業者が事業再生に係る紛争について行うものを行う。

23 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が五百万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、小売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五	資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
六	企業組合
七	協業組合
八	事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
24	この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）をいう。
25	この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。
26	この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、次に掲げる業務をいう。
27	一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。
28	二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。
29	三 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいう。
30	一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。
31	二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。
32	三 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。
33	一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
34	二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

35	四 前項第二号に掲げる創業を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
36	五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
37	六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
38	七 特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。
39	八 この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有する株式会社であつて、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものをいう。
40	九 この法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。
41	一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業
42	二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第一号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業
43	三 この法律において「特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。
44	四 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関（次項において単に「金融機関」という。）が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外國銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。）からの借り入れ（手形の割引を受けることを含む。）による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。
45	五 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に對して当該債務を履行したことを約するものである。
46	六 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負つていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。

47	一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内、認定創業支援等事業計画（第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
48	二 前項第一号に掲げる創業を行つた個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
49	三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内（認定特定創業支援等事業計画を定めたところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
50	四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
51	五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの

52	六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
53	七 特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。
54	八 この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有する株式会社であつて、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものをいう。
55	九 この法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。
56	一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業
57	二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第一号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業
58	三 この法律において「特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。
59	四 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関（次項において単に「金融機関」という。）が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外國銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。）からの借り入れ（手形の割引を受けることを含む。）による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。
60	五 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が当該特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に對して当該債務を履行したことを約するものである。
61	六 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負つていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。

	(新事業活動計画の認定)
第九条	新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
2	二以上の者が新事業活動を共同して実施しようとする場合には、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
3	新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
4	一 新事業活動の目標 二 新事業活動の内容及び実施時期 三 新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法 四 この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条の規定による政令若しくは主務省令で規定された規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
5	五 その他新事業活動の実施に關し必要な事項

4	主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表（情報の提供等）
5	前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
4	主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表（情報の提供等）
5	前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
4	第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第二百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第二百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

2	前項の規定は、債権を目的とする質権の設定に係る新事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新事業活動計画」という。）に従つて新事業活動を実施しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3	主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたときは、新事業活動実施者に対し、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、認定新事業活動実施者に對し、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
4	第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第二百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第二百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。
5	前条第三項に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。
4	第一項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その旨を、当該認定を受けた者の氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めることにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5	主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。
4	第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者が認定新事業活動実施者に從つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5	主務大臣は、第十一条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。
2	新技術等実証実施者（所掌事務）
3	委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
2	委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に對し、必要な勧告をすることができない。

4 主務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。
 (委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 (報告の徴収等)

第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
 (政令への委任)

第十四条の六 この法律に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 新たな事業の開拓

第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

(外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る)は、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する重要な事項

二 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する重要な事項

三 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合においては、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

第十七条 前条第一項の認定を受けた者(当該者が組合契約によつて投資事業有限責任組合(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合にあつては、当該投資事業有限責任組合。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業者」という。)は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」といふ。)は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第一百四十九条において「外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

第五章 (外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十六条 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者(投資事業有限責任組合を含む。)は、当該外部経営資源活用促進投資事業にに関する計画(以下この条、次条及び第一百四十一条において「外部経営資源活用促進投資事業計画」といふ。)に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するため、認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行ふ。

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するための行為」とする。

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業について成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に実施する投資事業有限責任組合を組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に実施しようとする特定研究成果活用支援事業に実施する計画(以下この条、次条及び第一百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

二 特定研究結果活用支援事業の内容及び実施時期

3 主務大臣は、第一項の認定があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものと認める。

4 特定研究成果活用支援事業計画の認定

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

2 実施指針に照らし適切なものであると認定された者(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合は、経済産業大臣の持分又はこれらに類似する新株予約権(新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

二 特定研究結果活用支援事業の内容及び実施時期

3 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものと認める。

5 一 実施指針に照らし適切なものであると認定された者(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合は、経済産業大臣の持分又はこれらに類似する新株予約権(新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

二 特定研究結果活用支援事業の内容及び実施時期

3 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものと認める。

5 一 実施指針に照らし適切なものであると認定された者(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合は、経済産業大臣の持分又はこれらに類似する新株予約権(新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、新株予約権付社債に付されたもので、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

特定研究成果活用支援事業計画の内容を公表するものとする。

(特定研究成果活用支援事業計画の変更等)

第二十条 前条第一項の認定を受けた者(その者)の設立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者が当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定研究成果活用支援事業計画」という。)に従つて特定研究成績活用支援事業を実施していないと認めたときは、その認定を取り消すことができる。

主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対して、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

(革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針)

第二十二条の二 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めて定めるものとする。

実施指針においては、次に掲げる事項について

一　革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

二　革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達の円滑化に関する事項

三　その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要な事項

二　革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達の円滑化に関する事項

三　経済産業大臣は、経済事情の変動により必要となる変更の認定があつたときは、その変更後のもとの認定を取り消すことができる。

経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二十二条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」といいう。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　革新的技術研究成果活用事業活動の内容及び実施時期

二　革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法(当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。)

絏済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更

(以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動の変更等」)

前条第一項の認定を受けた者は、(以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動の変更等」)

実施者」という。)は、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、実施するためには、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に対し、認定革新的技術研究成果活用事業活動を実施していいないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二十二条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するための必要な資金を調達する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る。及び当該資金の借入れ(指定金融機関等が貸し付けるものに限る。)に係る債務の保証の業務を行う。(指定金融機関等の指定)

一　第二次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するためには、十分なものであること。

三　人の構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

一　第一次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するためには、十分なものであること。

二　前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する規程(次項及び第二十二条の八において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

三　業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならぬ。

二　第二次項の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができる。

一　この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二　第二十二条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　役員等(法人にあっては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあっては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。ロにおいて同じ。)のうち、次にいずれかに該当する者がある者

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　指定金融機関等が第二十二条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され

た場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で、当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)
第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行なう営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(業務の休廃止)

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定の取消し等)

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
二 その指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第

二十二条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行なった革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第二十三条 第三款 特定新需要開拓事業活動の促進

(特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針)

第二十一条の十二 経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針(以下この条及び次条第三項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 特定新需要開拓事業活動の実施方法に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の実施体制の整備に関する事項

三 その他特定新需要開拓事業活動に関する重要な要事項

2 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

3 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定新需要開拓事業活動計画の認定)

第二十一条の十三 特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者(特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定新需要開拓事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第四十七条第一項第六号において「特定新需要開拓事業活動計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

3 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定新需要開拓事業活動実施者に対して、当該認定特定新需

2 特定新需要開拓事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新需要開拓事業活動を実施する者に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

三 特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

5 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十一条の十五 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動(認定特定新需要開拓事業活動計画に従つて行われる特定新需要開拓事業活動をいう。次条において同じ。)の実施に關し必要な助言を行う。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務)

第二十一条の十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に關し必要な助言を行う。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務)

第二十一条の十七 政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

(調査等)

第二十一条の十八 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む。)及び設備のうち、事業者による

新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、

新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方

式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利

用(鉱工業の科学技術に関する研究開発である)

新需要開拓事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第五款 第四款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十九 発行

募集新株予約権の機動的な

第二十一条の十九 設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社(次項及び第三項において單に

「株式会社」という。)について、募集新株予約権(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条、第八十三条第一項及び第六十条第一号において同じ。)の発行に關し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」とあるのは「募集新株予約権の内容」(第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。)と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類株式を発行している産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の十九第一項の確認を受けた株式会社」とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

株式会社は、前項の規定により読み替えて適用する会社法(以下この条において「読み替え後の会社法」という。)第二百三十九条第一項の決議があった場合には、その後株主となるとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があつた旨を経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならない。

読み替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会。次項前段において同じ。)が募集新株予約権の募集事項(会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいふ。以下この項及び次項において同じ。)を定めたときは、株式会社は、その募集新株予約権を割り当てる日(次項第四号において「割当日」という。)の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととすること又は同項第三号に規定する場合の払込金額(会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額をいう。)が、当

該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引受けける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

一 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

二 当該募集新株予約権を行使することができる期間

三 当該募集新株予約権の数の上限

四 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

五 前項の規定は、読み替え後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第二百三十九条第一項の決議」とあるのは「第二百三十九条第一項の決議及び同条第四項の種類株主総会の決議」と、「同項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「第三百九条第二項の規定による株主総会の決議」とあるのは「第三百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「当該株主総会」とあるのは「当該種類株主総会」と読み替えるものとする。

第一節の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

第二十一条の二十 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

第二十一条の三十五第一項において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 情報技術事業適応(第二条第十一項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の三十五第一項において同じ。)

二 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標

ロ 他の情報技術事業適応に関する基本的事項

ハ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行ううに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号ハ並びに第二十一条の二号及び第二十一条の三十五第二項において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

ニ その他情報技術事業適応に関する重要な事項

二 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二十二条第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十二条の三十五第二項において同じ。)にあっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備の導入並びに産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行ううに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要な事項

三 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

ハ 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

二 主務大臣は、実施指針を定めた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針)に照らし適切なものであること。

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に關し必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定めることにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

一 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合は、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 事業適応の目標

三 事業適応の内容及び実施時期

四 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針)に照らし適切なものであること。

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。
(事業適応計画の変更等)

2 第二十三条の二十三 前条第一項の認定を受けた者は（当該認定に係る事業適応計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。）に従つて事業適応のための措置を行つていいないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の二十四 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法」という。）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務（以下「事業適応促進円滑化業務」という。）を行うことができる。
 一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従つて行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するため必要な投資、生産工程効率化等設備の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他政令で定めるもの（次号及び第二十一条の二十六第一項において「認定事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務
 二 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合に事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

2 事業適応促進円滑化業務実施方針（第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従つて事業適応促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第二十一条の二十六 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの（以下「事業適応促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
 二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事

2 金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合に事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

2 事業適応促進円滑化業務実施方針（第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。
 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
 二 第二十二条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 二 第二十二条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第二十一条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行なう営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(事業再編計画の変更等)
第二十四条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」といいう。)は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。)に従つて事業再編のための措置を行つていいと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めたときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

(特別事業再編計画の認定)

第二十四条の二 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画(以下「特別事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合には、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別事業再編の目標

二 特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 特別事業再編の内容及び実施時期

四 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績に関する事項

五 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 特別事業再編に伴う労務に関する事項
第二十四条の三 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特別事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

5 特別事業再編計画には、認定を受けようとする事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が、第二条第十八項第三号、第四号又は第六号に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行つた後に、更に次に掲げる措置(当該変更に係る措置の相手方である他の事業者を相手方とするものに限る。)を行う場合に、当該措置に関する計画を含めることができ

一 吸收合併

二 吸收分割

三 吸收分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

四 事業又は資産の譲受け又は譲渡

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 特別事業再編を実施する者が、過去五年以内において、他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行つていること。

四 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

五 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定(第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしをしたときは、その旨を公表するものとする。

4 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第六号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編のための措置を行つていいと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定(第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十三条の二第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合にいて、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するとき

2 特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

3 前項の場合における商業登記法(昭和三十九年法律第二百二十五条)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する認定書面」とする。

4 特別事業再編計画には、特別事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するとき

第一百五十一項 第二項														
特別支配株主 (第一百七十九条第一項に規定する特別支 配株主をいう。) 第五百四十四条第三項において同じ。)	特定特別支配株 主(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九 十八条)第二十九条第一項に規定する認定計 画においてある株式会社が特定関係事業者を 規定する特定特別支配株主)	特別支配株 主(株式会社が特定関係事業者を規定する特 定特別支配株主)	特別支 配	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)	業者を い。以下 同じ。)
以上を当該株式会社の全部を有する株式会社そ の他のこれに準ずるものとし て法務省令で定める法人(以下この条及び次条第一項、第二項、第三項、第二項、第五号及び 第六号及び第七十九条の二第一項第一号及 び第四号イ) 第五百一十九条の二第一項第一号 及び第二項、第二項の三並びに第八百七十 条第二項第二項 第五号	特別支配 株主 完全子 法人	特別支 配株主 完全子 法人	株主	当該特 別支 配	は	特別支 配株主 完全子 法人	株主	当該特 別支 配	は	特別支 配株主 完全子 法人	株主	当該特 別支 配	は	特別支 配株主 完全子 法人
（株式の併合に関する特例）	第三十条 認定事業者である株式会社が認定計 画に従つて譲渡により他の株式会社の株式(外国 法人の株式若しくは持分又はこれらに類似する ものを含む。以下この項において同じ。)を取 得する場合(当該他の株式会社又は当該外国法 人がその関係事業者又は外国関係法人でない場 合にあつては、当該取得により当該他の株式会 社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国 関係法人としようとする場合に限る。以下この 項において同じ。)であつて当該取得の対価と して株式の発行若しくは自己株式の処分をする とき、又は認定事業者である株式会社が認定計 画に従つてその子会社(会社法第二条第三号に 規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全 部を有する株式会社その他これに準ずるものと して主務省令で定める法人に限る。以下この項 において同じ。)に対して株式の発行若しくは 自己株式の処分をするとともに当該子会社が当 該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の 株式を取得する場合であつて当該取得の対価と して当該認定事業者である株式会社の株式(金 融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該 株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証 券に表示されるべき権利を含む)を交付する ときにおける当該認定事業者に係る会社法第百 九十九条、第二百一一条(第一項及び第二項を除 く)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の 適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取 締役会)」とする。	2	一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少 し、又はその数を廃止するものであること。 二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する 単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式 数を廃止する場合にあつては、各株主がそれ ぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前に おいて各株主がそれぞれ有する単元の数を下 回るものでないこと。											

第一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。
 二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあつては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。
 (株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)
 第三十条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)を取得する場合(当該他の株式会社又は当該外国法人人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。)であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。)に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む)を交付するときにおける当該認定事業者に係る会社法第二百九十九条、第二百一一条(第一項及び第二項を除く)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とする。

	第一項 六十条 第一項 六十五 条第一 項ただ し書	する場合を除く。
2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剩余额配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。	第四百 六十五 条第一 項だけ は、この 限りで ない 証明した 場合に かつたことを 注意を怠らな 失があつた場合に 悪意又は重大な過 失に掲げる事項 を除く。）	同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項）

	第三十三条 中小企業投資育成株式会社法の特例）	第三十五条第一項第三号において同じ。）を行ふために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（同法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有する事業を行うことができる。
2 前項の規定により中小企業投資育成株式会社が行う事業とみなす。	第三十二条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」といいう。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受けける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいふ。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。	第三十四条 第二項第一号及び第二号において同じ。）

	第三十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務	第三十五条 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかるらず、指定金融機関に対し、次に掲げる資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。
2	一 認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものを除く。）が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるものを行うのに必要な資金	第三十六条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第四号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同一の規定による法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同一の規定による法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなす。）

	二 認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置を行ふ。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第三十七条 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針
2	一 認定事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて行う特別事業再編のための措置を行ふ。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第三十八条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第一号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再編促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針に従つて事業再編促進円滑化業務を行わなければならぬ。

(指定金融機関の指定)

第三十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第三十五条第一項各号に掲げる資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という）に關し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 その次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人の構成に照らして、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第三十九条において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者に限る（心身の故障のため職務を適正に執行する者ができない者として主務省令で定める者又は被産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）

口 指定金融機関が第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第三十八条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務の休廃止)

第四十三条 指定金融機関は、事業再編促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十四条 主務大臣は、指定金融機関が第三十七条第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施すべきことを命ずることができる。

（協定）

第四十条 公庫は、事業再編促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をそのままに含む協定を締結し、これに従いその業務を行ふものとする。

一 指定金融機関が行う事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に關する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再編促進業務及び公庫が行う事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十三条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十三条 指定金融機関は、事業再編促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十四条 主務大臣は、指定金融機関が第三十七条第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施すべきことを命ずる。

（認証紛争解決事業者の認定）

第三節 事業再生の円滑化

第四十六条の二 認定特別事業再編計画に従つて実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(課税の特例)

第四十六条の二 認定特別事業再編計画に従つて実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十七条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めることにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。第四十九条及び第五十条において同じ。）として選任することができる。

2 第四十三条第一項について、第四十三条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

2 証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合する

一 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
(償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十四条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合するものであるとの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。
(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第五十五条 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、特定認証紛争解決事業者に対し、意見の陳述を求めることができる。
(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)

第五十六条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続に適合するものであることを確認するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることを確認することができる。

2 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続に適合するものであることを確認するものであることを確認することができる。
(資金の借入れに関する特例)

2 特定認証紛争解決事業者は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。
(資金の借入れに関する再生手続の特例)

第五十七条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があった場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法第百六十三条规定の再生計画案をいう)第六十二条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2 特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間ににおける当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合するものであることを確認するものとする。
(資金の借入れに関する特例)

2 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該資金の借入れをした事業者等の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。
(資金の借入れに関する特例)

第五十八条 裁判所は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該再生手続開始の決定が民事再生法第百六十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十一条第一項ただし書に規定する少額の再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権と他の再生債権との間に差を設けても衡平を害しない場合に該当する。

2 特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間ににおける当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合するものであることを確認するものとする。
(資金の借入れに関する特例)

2 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該資金の借入れをした事業者等の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。
(資金の借入れに関する特例)

第五十九条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対する確認を受けた債権が次の各号のいずれにも適合することが確認されることが確認されることがある。

一 当該債権が少額であること。
二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すとの間に該当するかを判断するものとする。

2 特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることが可能である。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。
(債権の弁済に関する再生手続の特例)

第六十条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権(この条から第六十五条までに規定する「確認債権」という。)に係る債務を負ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

第六十一条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債権者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかを判断するものとする。

第六十二条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十一条第一項ただし書に規定する少額の再生債権と他の再生債権との間に差を設けても衡平を害しない場合に該当する。

第六十三条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮し

第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	事項に掲 げる。む る場合を含 む。)に掲 げる事項及び 業競争力強化法第六十六条第 二項の規定により読み替えて 適用する第二百九十八条第一 項(第三百二十五条において 準用する場合を含む。)の經 済産業省令・法務省令で定 める
第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	事項及び産業競争力強化法第 六十六条第二項の規定により 読み替えて適用する第二百九 十八条第一項の経済産業省 令・法務省令で定める事項 及び第百六 十六条

第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	事項に掲 げる。む る場合を含 む。)に掲 げる事項及び 業競争力強化法第六十六条第 二項の規定により読み替えて 適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)
第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	規定並びに産業競争力強化法 第六十六条の規定並びに同條 第一項及び第三項の規定によ り読み替えて適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)

第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	規定並びに産業競争力強化法 第六十六条の規定並びに同條 第一項及び第三項の規定によ り読み替えて適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)
第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	規定並びに産業競争力強化法 第六十六条の規定並びに同條 第一項及び第三項の規定によ り読み替えて適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)

第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	規定並びに産業競争力強化法 第六十六条の規定並びに同條 第一項及び第三項の規定によ り読み替えて適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)
第三百四 十八条第 三項第三 号及び第 二条第三 項第三号	第三百九 十九条の 十三第五 項第四号 及第百六 十六条	中定規	規定並びに産業競争力強化法 第六十六条の規定並びに同條 第一項及び第三項の規定によ り読み替えて適用するこの法 律の規定中 施の促進 (技術等情報漏 えい防止措 置の実施の促 進に関する指 針)

五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。
2 主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(中小企業信用保険法の特例)
技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対しても行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の以上をもつた中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)
第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報を漏えい防止措置認証業務の高度化を推進するものに限る。）を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)
第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の高度化を推進するものに限る。）、（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十
六項第二号に掲げる業務に関する情報の提供を行つてはならない。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限)

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

2 機構は、予算で定める金額の範囲内において、機構に出资することができる。

第八十四条 政府は、必要があると認めるときは、経済産業大臣は、前項の規定による審査するものとする。

2 機構で定める金額の範囲内において、機構に商号を記入しなければならない。

第八十五条 機構は、その商号中に株式会社産業革新投資機関という文字を用いなければならぬ。（商号）

第八十六条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金錢又は給付する金錢以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項（機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。）

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第一条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第一百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め（設立の認可等）

第八十七条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

うとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第八十八条 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合には、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

2 機構の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

2 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の記載若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる商号）

2 機構でない者は、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いなければならない。

第八十九条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任（会社法の規定の読み替え）

2 設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九十条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用について、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第八十八条第二項の認可の後株式会社産業革新投資機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（産業競争力強化法第九十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第九十一条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理
 (取締役及び監査役の選任等の認可)
第九十二条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(取締役等の秘密保持義務)
第九十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(産業革新投資委員会の設置)

第九十四条 機構に、産業革新投資委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(委員会の権限)

第九十五条 委員会は、次に掲げる決定及び評価を行う。

一 第百三条第一項の特定資金供給（機構が第三者及び当該特定資金供給の内容の決定

二 認可特定投資事業者（第一百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び

三 保有する認可特定投資事業者の有価証券

（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第一百一条第一項

業務の実績に関する評価

四 第百八条第一項の直接資金供給（機構が第

百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対し

て直接行う資金供給をいう。以下同じ。）の

その他の処分の決定

五 第百十条第一項の有価証券又は債権の譲渡

六 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

六十二條第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の決定並びに同項第一号に掲げる評価について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(委員会の組織)

第九十六条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。委員の過半数は、社外取締役でなければならぬ。

第九十七条 委員は、取締役会の決議により定める。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 委員長は、委員会の会務を総理する。

9 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員会の運営)

9 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の議事録)

第九十八条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を經濟産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができる。

5 委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、委員会が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行おうとするときその他の必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

8 委員会の議事については、經濟産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(委員の登記)

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、經濟産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(定款の変更)

9 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、会議を開き、議決をすることができる。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(業務の範囲)

第一百一条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者（特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。）に対する出資

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の借入

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

七 対象事業者に対する有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しく

は許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

五 機構は、前二項に規定するものほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行なうことができる。
(機構が従うべき投資基準)

第六百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

二 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

五 機構は、前二項に規定するものほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行なうことができる。
(機構が従うべき投資基準)

第六百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

二 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

五 機構は、前二項に規定するものほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行なうことができる。
(機構が従うべき投資基準)

第六百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

二 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

五 機構は、前二項に規定するものほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行なうことができる。
(機構が従うべき投資基準)

第六百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

二 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

五 機構は、前二項に規定するものほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行なうことができる。
(機構が従うべき投資基準)

第六百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

二 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

給の対象である事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(有価証券の譲渡その他の処分等)

第三百十一条 機構は、その保有する直接資金供給の対象である事業者に係る有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

機構は、経游事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十二年三月三十日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十二年三月三十日まででなければならない。

(特定政府出資会社の主務大臣からの株式の譲受けの求め)

第三百十一条 主務大臣は、財務大臣に協議の上、機構に対し、政府が保有する特定政府出資会社の株式(次条及び第百四十四条において「特定株式」という。)の全部を、次条第三項の評価委員が評価した価額で譲り受けよう求めるものとする。

(機構による特定株式の譲受け)

第三百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が譲り受けなければならぬ。この場合は、第二条第二十九項の規定及び当該特定株式の全部を譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十九項の規定に基づき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2 機構が前項の規定による譲受けを行う場合であつて、当該譲受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときにおける機構に関する会社法第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」と、「ならない。」であるのは、「ならない。」ただし、取締役会は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百十二条第三項の評価委員の評価を踏まえて前項第二号に掲げる払込金額又はその算定方法を決定しなければならない。」とする。

3 第一項の規定により機構が譲り受けける特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

4

前項の評価委員(第三百十四条第二項及び第三項において単に「評価委員」という。)は、前

項の評価をしようとするときは、当該特定株式の全部の譲受けがその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。

ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適當でないと認めるとときは、当該特定株式の時価によらないことがで

きる。

第五条 前各項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲受けに関する事項は、政令で定める。

第三百十三条 会社法第四百六十九条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第三項及び第五項から第九項まで、第四百七十条並びに第八百六十一条から第八百七十六条までの規定は、前条第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)が産業競争力強化法(第百三十三条に定める同法第百十一条の特定株式の全部の譲受け(以下「特定株式譲受け」という。)をする場合の上欄を除く場合を除く)。

項目 第四百 第三 条 第 六 九 十 九	事業譲渡等をする場合(次に掲げる場合を除く)		株式会社産業革新投資機構(以下「機構」とい う。)が産業競争力強化法(第百三十三条に定 める同法第百十一条の特定株式の全部の譲 受け(以下「特定株式譲受け」という。)をする 場合の上欄を除く)	

項目 第四百 第六 十九 条 第 七 十 条 第一 項	第一項の規定による請求(以下「株式買取請求」という。)		第一項の規定による請求(以下「株式買取請求」という。)	

項目 第四百 第四 百 第 八 条 第 七 项 第一 項	株式買取請求		株式買取請求	

<p>第十五条 経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に關必要な助言その他の援助を行ふよう努めるものとする。</p> <p>前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国関係行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>
<p>第六節 財務及び会計 （予算の認可）</p> <p>第二百十六条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。</p> <p>（剩余金の配当等の決議）</p> <p>第二百十七条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受ければならない。</p> <p>（財務諸表）</p> <p>第二百十八条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>（政府保証）</p> <p>第二百十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第八十三条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約を許ることができる。</p> <p>（取締役の報酬等及び職員の給与）</p> <p>第二百十条 機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>

<p>第二百二十二条 経済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を引き受けれる者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、第二百二十五条の認可をしようとするとき、第二百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第二百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。</p> <p>（業務の実績に関する評価）</p> <p>第二百二十三条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとす。</p> <p>第二百二十四条 経済産業大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、當該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。</p> <p>（合併等の決議）</p> <p>第二百二十五条 機構は、第二百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。</p>
--

<p>（監督）</p> <p>第二百二十二条 絏済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第二百二十三条 終済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を引き受けれる者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、第二百二十五条の認可をしようとするとき、第二百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第二百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。</p>
--

<p>（第一節 創業等の支援）</p> <p>（創業支援等事業の実施に関する指針）</p> <p>第二百二十六条 終済産業大臣及び総務大臣は、創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に關する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項</p> <p>二 創業支援等事業の実施方法に関する事項</p> <p>三 創業支援等事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項</p> <p>四 その他創業支援等事業に関する重要な事項</p> <p>（第二節 創業支援等事業に関する重要事項）</p> <p>第二百二十七条 市町村は、その実施指針を定め、又はこれを変更したときは、実施指針を変更するものとする。ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>（創業支援等事業計画の認定）</p> <p>第二百二十八条 市町村は、その実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>（創業支援等事業）</p> <p>第二百二十九条 市町村は、その実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これと連携して市町村以外の創業支援等事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援等事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>（第二節 創業支援等事業計画の認定）</p> <p>第二百三十条 市町村は、その実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>（第一節 創業支援等事業計画の変更等）</p> <p>第二百三十二条 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。</p> <p>（第二節 創業支援等事業計画の認定）</p> <p>第二百三十四条 市町村は、第一項の認定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、その認定を受けなければならない。</p> <p>（第三節 創業支援等事業計画の認定）</p> <p>第二百三十五条 市町村は、第一項の認定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、その認定を受けなければならない。</p> <p>（第二節 創業支援等事業計画の認定）</p> <p>第二百三十六条 市町村は、第一項の認定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、その認定を受けなければならない。</p>

て市町村以外の者が実施する事業（第一百三十九条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第一百三十二条第一項及び第一百四十二条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定創業支援等事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に対して、当該認定創業支援等事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの）をうけた創業者である中小企業者（第二条第三十一条第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。」に係る他の保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証」とあるのは「それぞれ三千五百万円から」とする。第二条第三十一項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この

項において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第三十一項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百円及び八千円」とあるのは「三千五百円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者）」に該当するときは、当該他の会社も含む。第三項における同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合には、三千五百円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）及び八千円」と、「及びその他の保証」として、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十条 認定連携創業支援等事業を実施する者は、「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。」に係る他の保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証」とあるのは「それぞれ三千五百万円から」とする。第二条第三十一項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この

項において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第三十一項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百円及び八千円」とあるのは「三千五百円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者）」に該当するときは、当該他の会社も含む。第三項における同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合には、三千五百円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）及び八千円」と、「及びその他の保証」として、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業法人に於ける議決権の行使による保証（特定信用状発行契約に基づく債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百三十一条第一項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項の規定の適用については、同法第三条の二第一項に規定する「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援等事業者の依頼に応じて、その行う創業支援等事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。（認定市町村に対する情報の提供等）

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十四条 都道府県は、創業支援等事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援等事業に係る保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解消の日から五年を経過する日前に行つたこと。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十五条 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解消の日から五年を経過する日前に行つたこと。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十六条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務に於ける議決権の行使による保証（特定信用状発行契約に基づく債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百三十一条第一項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項の規定の適用については、同法第三条の二第一項に規定する「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四条第三項の外国銀行等（昭和五十六年法律第五十九号）」に該当する銀行等をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外國関係法人（同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第一百三十七条 普通保険の保険関係であつて、特定信用状連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第三項	第二項	第一項	第三項	第二項	第一項
四項 第三 引の場合は手形の割 引により融通を 受けた資金、電子 記録債権の割引の 割引の場合は手形の 割引の場合は手形の 手形の支払、電子 記録債権の割引の 場合は電子記録債 権に係る債務の支 払)	借入金（手形の割 引）	借入金の額	この項	この項及び第三 項	この項
小企業者の外 国関係法人の外 国関係法人の外 国	百分の七十	百分の八十	項	項	項
銀行等からの借 りの場合は手形の 割引の場合は手形の 手形の支払、電子 記録債権の割引の 場合は電子記録債 権に係る債務の支 払）	特定信用状發行 契約（産業競争 力強化法（平成 二十五年法律第 九十八号）第二 条第三十五項の 特定信用状發行 契約をいう。以 下同じ。）に基づ く債務の額（中 小企業者の外國 關係法人（同法 第二条第十六項 の外國關係法人 をいう。以下同 じ。）の外國銀行 等（銀行法（昭 和五十六年法律 第五十九号）第 四条第三項の外 國銀行等をいう。 以下同じ。）から の借入金の額に 相当する額に限 る。以下同じ。）	百分の八十	百分の八十	百分の八十	百分の八十
場合における前 項に規定する中 小企業者の外國 關係法人の外國 銀行等からの借 りの場合は手形の 割引の場合は手形の 手形の支払、電子 記録債権の割引の 場合は電子記録債 権に係る債務の支 払）	特定信用状發行 契約に基づく債 務の弁済	保証をした額	保証をした額	保証をした額	保証をした額

第五条
場合は電子記録債 権の割引により融 通を受けた資金） は、中小企業者 は、中小企業者であつた者を含 む。）から承継する事業に係る新たな経営 資源を有効に組み合わせて一体的に活用す ることによる商品の生産若しくは販売又は 業務の提供の効率化
弁済（手形の割引 及び電子記録債権 の割引の場合は、 支払。（以下同じ。）
特定信用状發行 契約に基づく債 務
弁済
入金は、当該中 小企業者

第五条
生を適切に支援し、その活力の再生に資するた め、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業 基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援 措置に関する基本的な指針（以下この条及び次 条第一項において「支援指針」という。）を定 めるものとする。
支援指針においては、次に掲げる事項につい て定めるものとする。
一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本 的事項
二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する 事項
三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する 事項
四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し 配慮すべき事項
三 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要 が生じたときは、支援指針を変更するものとす る。
四 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ を変更しようとするときは、あらかじめ、中小 企業者の事業を所管する大臣に協議するととも に、中小企業政策審議会の意見を聴くものとす る。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更 については、この限りでない。
五 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表する ものとする。
（認定支援機関）
百三十四条 経済産業大臣は、支援指針に基づ き、経済産業省令で定めるところにより、商工 会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中 小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七 号）第七条第一項に規定する指定法人であつ て、都道府県の区域の全部又は一部の地域にお いて次項に規定する業務（以下「中小企業再生 支援業務」という。）を適正かつ確実に行うこ とができると認められるものを、その申請によ り、中小企業再生支援業務を行う者として認定 することができる。
二 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機 関」という。）は、他の法令に定めるものほ か、当該認定に係る第四項第四号ハの地域にお いて、次の業務を行ふものとする。
一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行 おうとする中小企業者（イに掲げるものを行 い、又は行おうとする場合にあつては、事業

第一節 中小企業再生支援体制の整備 (中小企業の事業の再生の支援に関する指針) 百三十三条 経済産業大臣は、中小企業承継事 業再生その他の取組による中小企業の事業の再 生を適切に支援し、その活力の再生に資するた め、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業 基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援 措置に関する基本的な指針（以下この条及び次 条第一項において「支援指針」という。）を定 めるものとする。
口 中小企業承継事業再生その他の取組によ る事業の再生
ハ 過大な債務を負つている中小企業者の債務 の保証をしている者が有する当該保証債務 の整理（破産手続又は再生手続によりその 債務の整理を図ることを除く。）
二 会社である中小企業者の代表者の交代に伴 い、その事業の実施に不可欠な資産を取得 し、当該資産を活用し商品の生産若しくは販 売又は役務の提供の効率化を行い、又は行お うとする者の求めに応じ、必要な指導又は助 言を行うこと。
三 第一号イに掲げるものに係る合併、事業の 譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに 關し仲介を行うこと。
四 中小企業者及びその経営の改善を支援する 事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対 し第一号イからハまで又は第二号に掲げる ものに関する研修を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報 の収集、調査及び研究を行い、並びにその成 果を普及すること。
六 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの 委託に基づき、第一百四十条第一号に掲げる業 務の実施に必要な調査を行うこと。
認定支援機関は、他の法令に定める業務及び 前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決 手続（同法第二条第一号に規定する手続をい う。）を実施することができる。
第一項の認定を受けようとする者は、経済産 業省令で定めるところにより、次に掲げる事項 を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出し なければならない。

二 事務所の所在地	三 次第第一項に規定する中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項
四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項	一 中小企業再生支援業務の内容
五	二 その他経済産業省令で定める事項
六	三 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
七	（中小企業再生支援協議会）
八	（中小企業再生支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。）
九	（中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。）
十	（認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。）
十一	（中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。）
十二	（秘密保持義務）
十三	（中小企業再生支援機関の役員若しくは職員は、政令で定める。）
十四	（前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。）
十五	（秘密保持義務）
十六	（中小企業再生支援機関の役員若しくは職員は、政令で定める。）
十七	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用しない。）
十八	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用する。）

二 認定支援機関から情報の提供を受けること	三 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報
四 機構に提供する当該業務に関する情報	五 二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報
六	（認定支援機関が第百三十四条第二項第一号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けること）
七	（中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。）
八	（認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。）
九	（認定支援機関は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。）
十	（秘密保持義務）
十一	（中小企業再生支援機関の役員若しくは職員は、政令で定める。）
十二	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用しない。）
十三	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用する。）

二 に認定支援機関から情報の提供を受けること	三 次第第一項に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）
四 機構に提供する当該業務に関する情報	五 二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報
六	（認定支援機関が第百三十四条第二項第一号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けること）
七	（中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。）
八	（認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。）
九	（認定支援機関は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。）
十	（秘密保持義務）
十一	（中小企業再生支援機関の役員若しくは職員は、政令で定める。）
十二	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用しない。）
十三	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用する。）

二 に認定支援機関から情報の提供を受けること	三 次第第一項に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）
四 機構に提供する当該業務に関する情報	五 二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報
六	（認定支援機関が第百三十四条第二項第一号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けること）
七	（中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。）
八	（認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。）
九	（認定支援機関は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。）
十	（秘密保持義務）
十一	（中小企業再生支援機関の役員若しくは職員は、政令で定める。）
十二	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用しない。）
十三	（独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うため適用する。）

ては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員)、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定特定新需要開拓事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定特定新需要開拓事業活動計画、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援等事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることがある。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務、第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第一百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十二条の六第一項、第二十二条の二十六第一項又は第三十七条第一項による指定を受けた者(以下この項において「指定金融機関等」という。)から革新的技術研究結果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認定技術等情報を漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 第百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定再編事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。
(連絡及び協力)

3 第百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 第六条第一項の規定による求めに関する事項
(主務大臣等)

二 第七条第一項の規定による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣及び当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法規に基づく命令を所管する行政機関の長)

三 第二项の規定による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

4 第百四十八条 この法律による主務大臣の権限は、前二項の規定により立入検査を立入検査する職員は、帳簿その他の物件を検査させることができ。所事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第百四十九条 機構は、特定事業活動支援をする第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第百五十条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

7 第百五十二条 前項の規定により立入検査を立入検査する職員は、帳簿その他の物件を検査させることができる。

8 第百五十三条 第百五十二条第一項の規定による立入検査の権限は、主務大臣の権限を所管する大臣及び經濟産業大臣に付する。

九 第百五十四条 事業再編計画に関する事項
事業再編計画に係る事業を所管する大臣

十 第百五十五条 特別事業再編計画に関する事項
特別事業再編計画に係る事業を所管する大臣

十一 第百五十六条 事業再編促進円滑化業務及び事業再編促進業務に関する事項
經濟産業大臣及び財務大臣

十二 第百五十七条 技術等情報漏えい防止措置に関する事項
促進指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣及び經濟産業大臣

十三 第百五十八条 特別事業再編計画に関する事項
經濟産業大臣及び財務大臣

十四 第百五十九条 第七章第一項の事業再編計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究結果活用事業活動計画の認定、第二十二条第一項の事業適応計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十四条の二第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行いうよう努めなければならない。

十五 第百六十条 第七条第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

十六 第百六十一条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

十七 第百六十二条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

十八 第百六十三条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

十九 第百六十四条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十 第百六十五条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十一 第百六十六条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十二 第百六十七条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十三 第百六十八条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十四 第百六十九条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十五 第百七十条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十六 第百七十一条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十七 第百七十二条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十八 第百七十三条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

二十九 第百七十四条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

三十 第百七十五条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

三十 第百七十六条 第七章第一項の規制による求めに関する事項
(当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長)

第一百五十四条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第九十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十五条 第百四十五条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十六条 第百四十五条の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百五十七条 第二十一条の三十又は第四十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保管しなかつたとき。

第一百五十八条 第二十二条の三十二第一項又は第四十三条第一項の規定による届出をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三百 第一百四十四条第一項、第三項又は第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第一百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五 第一百三十三条第一項の規定による届出を行つたとき。

六 第一百六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第百八条第二項又は第一百十条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

八 第一百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

九 第百十六条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十 第百十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せぬ、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十一 第二百二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第一百五十九条 第二十一条の二十五第二項、第二十六条の二十九第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為を行なった公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第一百六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十三条 第八十三条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

二 第八十三条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第九十九条第一項又は第四項の規定による届出を行つたとき。

四 第一百一条第三項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第百三十三条第二項又は第一百五十五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第一百六条第三項の規定に違反して、報告を行つたとき。

七 第百八条第二項又は第一百十条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

八 第一百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

九 第百十六条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十 第百十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せぬ、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十一 第二百二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第一百六十四条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について、

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について、

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

第四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）は、廃止する。

第五条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第五条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、な

お従前の例による。

第六条 この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に

お従前の例により認定を受けた者を含む。)に

2 旧産活法第八条第一項の認定経営資源再活用事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、株式の發行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の發行等に関する特例、事業譲渡の場合は債権者との公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の發行等に対する特例、事業譲渡の場合は債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（経営資源融合計画に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十条第一項の認定経営資源融合事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、事業譲渡の場合は債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源生産性革新計画に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にされた旧産活法第十一条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、株式の發行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の發行等に関する特例、事業譲渡の場合は債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧産活法第十一条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新商品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の發行等に係る特例、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の特例、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例によることによる。

第九条

（事業革新商品生産設備導入計画に関する経過措置）

この法律の施行前にされた旧産活法第十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新商品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にされた旧産活法第六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十七条第一項の認定資源制約対応製品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にされた旧産活法第六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、株式の發行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の發行等に対する公開買付けに際しての株式の發行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の發行等に関する特例、事業譲渡の場合は債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（公庫の行う損失補填業務に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に行われている行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

係る公庫の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、は株式会社産業革新機構が行つた申請その他の手続でこの法律又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこれに基づく命令の效力を有する。この場合において、旧産活法第二十四条の三第二項の表第五十九条第一項の項目中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」以下「特別措置法」といふ。）とあるのは、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新商品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にされた旧産活法第六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にされた旧産活法第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「特別措置法」とあるのは「旧特別措置法」とする。（旧特別措置法）

同表第五十九条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「特別措置法」とあるのは「旧特別措置法」とする。（旧特別措置法）

（旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、同條から旧産活法第二十四条の十三まで及び旧産活法第七十三条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務に関する経過措置）

（公庫の行う損失補填業務に関する経過措置）

4 施行に伴い必要となる定款の変更をし、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。（この法律の施行後も、なおその効力を有する。（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置））

第十六条 株式会社産業革新機構の取締役、会計参与（会計監督が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。（中小企業経営資源活用計画に関する経過措置）

（取締役等の秘密保持義務に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十二条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十二条第一項の認定中小企業経営資源活用事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の大規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十二年法律第十号）の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徵収については、なお従前の例によることによる。

（創業関連保証に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十三条第一項に規定する創業関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

（特定信用状関連保証に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証については、なお従前の例による。

についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(中小企業承継事業再生計画に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十九条の二第二項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。（認定支援機関に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十一条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日に第百二十七条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第百二十七条第一項の認定を受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。（役員等の秘密保持義務に関する経過措置）

第二十二条 旧産活法第四十一条第二項に規定する認定支援機関の役員若しくは職員であった者又は旧産活法第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の委員であつた者に係る旧産活法第四十一条第一項に規定する中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。（認証紛争解決事業者の認定に関する経過措置）

2 第二十三条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十八条第一項の認定を受けている者は、第五十一条第一項の認定を受けているものとみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第五十条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務について

は、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(事業再生円滑化関連保証に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にされた旧産活法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。（特許料等の特例に係る経過措置）

旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。（特許料等の特例に係る経過措置）

第二十六条 第七十五条第一項の規定は、附則第一号に掲げる規定の施行後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、同号に掲げる規定の施行前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。（特許料等の特例に係る経過措置）

2 第七十五条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後に国際出願に係る手数料について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした國際出願に係る手数料については、なお従前の例による。（特許料等の特例に係る経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
二 第三条 (中小企業支援法第九条の改正規定に限る。) 第九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十一日

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一号 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条、第二十条、第二十四条、第二十一条及び第六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布の日から超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(見直し)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九条 この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、前条の規定による改正後の産業競争力強化法第七十五条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。（産業競争力強化法の一一部改正に伴う経過措置）

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（旧産競法の規定による解釈及び適用の確認に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第九条第一項の規定による求めをした者に対する回答については、なお従前の例による。（事業再編計画に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧産競法第二十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際に係る認定については、なお従前の例による。（旧産競法の規定による解釈及び適用の確認に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第二十四条第一項の認定（旧産競法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業再編計画については、なおその効力を有するものとする。当該事業再編計画及び前項の規定に基づきなおれる認定については、なおその効力を有するものとする。当該事業再編計画及び前項の規定に基づきなおられる認定については、なおその効力を有するものとする。（事業再編計画に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧産競法第二十六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際に係る認定については、なお従前の例による。（特定事業再編計画に関する経過措置）

第七条 第二十三条の規定並びに附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこれに対する罰則の適用については、なお従前の例による。（他の経過措置）

計画については、なおその効力を有するものとし、当該特定事業再編計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた特定事業再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の表示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類の場合はの債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第六条 産業再編促進業務の実施

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に行われている旧産業再編促進法第三十八条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行の際現に行われている旧産業再編促進法第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務に関する経過措置

第七条 この法律の施行の際現に行われている旧産業再編促進法第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務について、同条並びに旧産業再編促進法第四十条及び第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産業再編促進法第三十九条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）とあるのは、「産業競争力強化法等の一部」を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第七条の規定によることとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）。以下「旧産業再編促進法」という。」と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項目、第七十一条の項、第七十三条第一号の項目、第七十三条第三号の項目、第七十三条第七号の項目及び附則第四十七条第一項の項目中「産業競争力強化法」とあるのは、「旧産業再編促進法」とする。

同項に規定する事業再編促進業務については、同条から旧産業再編促進法第四十九条まで及び第一百三十一条から第三十一条までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（設備導入促進法人に関する経過措置）

第九条 旧産業再編促進法第六十一条第一項に規定する設備導入促進法人（以下この条において単に「設備導入促進法人」という。）の平成二十九年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。

（設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び収支予算について、設備導入促進法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。）

4 設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。この場合において、設備導入促進法人は、事業報告書及び収支決算書を、施行日から三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

（創業支援事業計画に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に旧産業再編促進法第三百一十四条第一項の認定（旧産業再編促進法第三百一十四条第一項の認定を含む。）を受けている創業支援事業計画については、第一条の規定による改正後の産業競争力強化法第三百一十三条第一項の認定を受けた創業支援等事業計画とみなす。

（中小企業承継事業再生計画に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行日前にされた旧産業再編促進法第三百二十二条第一項第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際現に旧産業再編促進法第三百二十二条第一項の認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年五月三〇日法律第三号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定に関する準備行為）

（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）

（施行期日）

○号） 抄

（第一条）

（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

（第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百三十五条第二項（第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）

（施行期日）

（第二百三十五条第二項（第四四十号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百三十九条第一項第四四十号に係る部分に限る。）

（第二百三十五条第二項（第四四十号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百三十九条第一項第四四十号に係る部分に限る。）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えて二年以内において政令で定める日から施行する。

（附 則）

（令和元年六月一四日法律第三十七号） 拝抄

（施行期日）

つせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）

三 第二章第二節及び第四節第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条规定第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）

二 第二条 この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

三 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（検討）

四 第七条 政府は、会社法改正法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を未成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（産業競争力強化法の一一部改正に伴う調整規定）

二 第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行日（以下「第二号施行日」という。）が産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日以後ある場合には、第一百三十九条中「第四十一条第四項第三号イ」とあるのは、「第三十九条第四項第三号イ」とする。この場合において、同法附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することのできない者として主務省令で定める者」とす

（政令への委任）

二 第二十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行後五年を目途とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第一二六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定（第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条）

（施行期日）

二 第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布的日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

三 第五十七条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、「旧法令」（政令への委任）

四 第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

五 第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。ただし、附則第六十条の規定は、公布的日から施行する。（政令への委任）

六 第六十一条 附則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定（第一号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。）

する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を未成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（産業競争力強化法の一一部改正に伴う調整規定）

二 第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行日（以下「第二号施行日」という。）が産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日以後ある場合には、第一百三十九条中「第四十一条第四項第三号イ」とあるのは、「第三十九条第四項第三号イ」とする。この場合において、同法附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することのできない者として主務省令で定める者」とす

（政令への委任）

二 第二十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行後五年を目途とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第一二六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定（第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条）

（施行期日）

二 第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、「旧法令」（政令への委任）

三 第五十七条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、「旧法令」（政令への委任）

四 第六十一条 附則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定（第一号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。）

（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

三 第二条 この法律は、令和二年一月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布的日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

四 第二十三条 この法律は、令和二年五月一九日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

五 第二十六条 附則（令和二年五月一九日法律第五八号）抄（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

三 第二条 この法律は、令和二年五月一九日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

四 第二十三条 この法律は、令和二年五月一九日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

五 第二十六条 附則（令和二年五月一九日法律第五八号）抄（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定（第一号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。）

（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

三 第二条 この法律は、令和二年五月一九日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

四 第二十三条 この法律は、令和二年五月一九日から施行する。（凡分等に関する経過措置）

五 第二十六条 附則（令和二年五月一九日法律第五八号）抄（施行期日）

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定（第一号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。）

掲げる改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定(令和三年六月五日又はこの法律の公布の日)のいずれか遅い日

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(産業競争力強化法の一
部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に現に金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)から二年を経過する日(当該日までに上場会社でなくなった株式会社にあっては、上場会社でなくなった二年を経過する日までの間において上場会社とならぬた株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日(当該日までに上場会社でなくなつた株式会社にあっては、上場会社でなくなつた二年を経過する日までの間に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の産業競争力強化法(次項において「新産競法」という。)施行の日(以下、「第一号施行日」という。)から二年を経過する日までの間に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の産業競争力強化法(次項において「新産競法」という。)施行の日以後の期間において、同号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画(以下この条において「新事業活動計画」という。)及び前項の規定によりなお從前の例により第一号施行日以後に旧産競法第九条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十条第一項の規定による定めがあるものとみなすは、當該期間においては、その定款の定め(株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。)にかかるわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

3 前項の規定によりその定款に新産競法第六十条第一項の規定による定めがあるものとみなされれた株式会社の取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主)が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前にされた第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改定)

正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第六条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧産競法第二条第二項に規定する規制の特例措置をいう。以下この条において同じ。)を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものについての判断の手続(新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお從前の例による。

(第五条 第二号施行日前にされた旧産競法第七条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答(その内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお從前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての回答(その内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお從前の例による。

(第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての回答(その内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお從前の例による。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄 第五百九条の規定 公布の日

(一) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和六年六月一七日法律第六八号) 抄 第五百九条の規定 公布の日

(二) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和六年六月七日法律第四五号) 抄 第七十九条の規定 公布の日

定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第二十条) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行後三年のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その後の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第二条 第二号施行前にされた第一項の規定による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画をいう。以下この条において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

(第三条) この法律の施行前にされた第一項の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画を含む。)に関する経過措置

第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。「」を加える部分に限る。)及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分を除く。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日

(第二条) この法律は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行後三年のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その後の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行後三年のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その後の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第二条 第二号施行前にされた第一項の規定による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画を含む。)に関する経過措置

(第二条 第二号施行前にされた第一項の規定による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画を含む。)に関する経過措置

(第二条 第二号施行前にされた第一項の規定による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画を含む。)に関する経過措置

² るかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧産競法第二十一条の十五第一項の認定を受けている事業適応計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた事業適応計画を含む。）に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示、株式会社日本政策金融公庫の行う事業適応促進円滑化業務（旧産競法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）、指定金融機関（旧産競法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）の行う事業適応促進業務（旧産競法第二十一条の十九第一項に規定する事業適応促進業務をいう。）並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。